

北陸新幹線（金沢・敦賀間）における山岳トンネル施工実績の分析 説明書（個別事項）

本役務に係る説明書については、説明書（共通事項）（令和6年1月4日時点）のほか、本説明書（個別事項）によるものとします。

なお、本業務の契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算の執行が可能となっていることを条件とします。

1 役務の概要

(1) 役務件名 北陸新幹線（金沢・敦賀間）における山岳トンネル施工実績の分析
（電子入札対象案件）

(2) 役務の目的

本役務は、北陸新幹線（金沢・敦賀間）における山岳トンネルの施工前、施工中に得られたデータ、採用した各種工法と施工結果を分析し、維持管理等に資するデータのとりまとめを実施するものである。

(3) 役務内容

主な作業内容は以下のとおりである。

- ・事前地質調査、前方探査結果の整理・分析
- ・掘削工法の数値解析による比較・分析
- ・切羽評価点と地山等級の関係性分析
- ・FILM適用効果の検証

本役務において技術提案を求めるテーマは、以下に示す事項である。

- ・切羽観察簿を利用した地山評価手法の改善について

(4) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

令和6年7月上旬 ～ 令和7年7月上旬

(5) 本役務は、資料の提出及び見積等を電子入札システムにより実施する対象役務である。

2 担当支社等

〒532-0003

大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番36号

（新大阪トラストタワー11階）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

北陸新幹線建設局 総務部 契約課 契約係

電話 06-6394-6029

電子メールアドレス keiyaku.osk@jr-tt.go.jp

3 参加表明書及び技術提案書の提出者に要求される要件

(1) 基本的要件

説明書（共通事項）3(1)に定めるもののほか、以下による。

ア 単体有資格者

- (7) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）における「土木関係建設コンサルタント業務」に係る令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (イ) 当機構理事長から「近畿地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (ウ) 業種区分「土木設計調査」における令和4年度の当機構の作業成績が、平均で60点未満でないこと。

イ 設計共同体

本役務は設計共同体による参加は認めない。

(2) 参加表明書の提出者の役務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、下記に示される「同種又は類似役務」について平成25年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務は含まない。当該役務が当機構発注の役務で作業成績評定点がある場合は、65点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務実績とすることができる。）において、1件以上の実績を有さなければならない。

同種役務	山岳トンネルにおける掘削時の三次元数値解析を含む業務（役務又は工事）（単体有資格者もしくは共同企業体の代表者によるものに限る）
類似役務	山岳トンネルにおける掘削時の数値解析を含む業務（役務又は工事）（単体有資格者もしくは共同企業体の代表者によるものに限る）

4 配置予定技術者に要求される要件

(1) 配置予定技術者の資格に関する要件

以下の資格又はこれらと同等の能力と経験を有する者とする。

主任技術者：技術士（建設部門（土質及び基礎又はトンネル）又は総合技術監理部門（建設－土質及び基礎又はトンネル））、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者の地盤・基礎又はトンネル・地下）、RCCM（土質及び基礎又はトンネル部門）、又は土木学会認定土木技術者（1級土木技術者の地盤・基礎又はトンネル・地下）

なお、本役務は、照査技術者の配置を求めない。

※ これらと同等の能力と経験を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・配置予定登録部門（土質及び基礎又はトンネル部門）に係る業務に関し30年以上の実務の経験を有する者・大学又は高等専門学校を卒業した者で配置予定登録部門（土質及び基礎又はトンネル部門）に係る業務に関し20年以上の実務の経験を有する者 |
|--|

(2) 配置予定技術者に必要とされる役務の経験

主任技術者は、3 (2) に示される「同種又は類似役務」について、平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務（主任技術者又は担当技術者として従事した役務に限る。再委託による役務及び照査技術者として従事した役務は含まない。当該役務が当機構発注の役務で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。）において、1 件以上の経験を有さなければならない。

(3) 担当技術者に必要とされる役務の経験

本役務は、担当技術者の配置を求めない。

(4) 手持ち業務量

主任技術者：本件の公示日現在における手持ち業務の契約金額合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満である者。ただし、当該手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合は、契約金額合計が 2.5 億円未満かつ件数が 5 件未満である者。なお、現場に常駐して工事を担当していない者。

なお、手持ち業務は、説明書（共通事項）のほか、以下による。

主任技術者又は担当技術者となっている 1 件当たりの契約金額が 500 万円以上の業務を対象とする。

5 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添－1（様式－1～7、A 4 判）に示されるとおりとする。

(2) 参加表明書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の登録状況及び平成 30 年度以降の作業成績	・建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号)に基づく登録状況について記載する。 ・平成 30 年度から令和 4 年度までに完了し、引渡し済みの 3 (1) ア (ウ) に記載の業種区分の作業成績を記載する。 ・記載様式は別添－1 様式－2 とする。
企業の平成 25 年度以降の役務の実績	・参加表明書の提出者が過去に受託した「同種又は類似役務」の実績について記載する。 ・記載する役務は平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務とする。 ・記載する役務件数は、1 件とする。 ・記載様式は別添－1 様式－3 とし、図面、写真等を用いる場合も含め、1 枚以内に記載する。

その他	・ワーク・ライフ・バランス関連認定制度における認定の有無について記載する。 ・記載様式は別添－１様式－４とする。
配置予定主任技術者の経歴等	・配置予定の主任技術者について、経歴等を記載する。 ・同種又は類似役務の経験は平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務を対象とし、記載する件数は最大 1 件とする。 ・平成 30 年度から令和 4 年度までに従事した 3 (1) ア (ウ) に記載の業種区分における当機構発注の役務の件名及び作業成績を記載する。 ・手持ち業務は本件の公示日現在、当機構以外の発注者（国内外を問わず）のものも含め全て記載する。 ・当機構発注の調査基準価格を下回る金額で落札した役務がある場合は、業務名の先頭に「低」を付して記載するものとする。 ・プロポーザル方式による本役務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。この場合は、参考見積金額を契約金額として取扱うこととする。 ・記載様式は、主任技術者については別添－１様式－５を用いることとする。
配置予定主任技術者の平成 25 年度以降の役務の経験	・配置予定の主任技術者が過去に従事した「同種又は類似役務」の経験について記載する。 ・記載する役務は、平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務とする。 ・参加表明書の提出者以外が受託した役務経験を記載する場合は、当該役務を受託した企業名等を記載すること。 ・記載様式は別添－１様式－６とし、図面、写真等を引用する場合も含め、役務の経験 1 件につき A 4 判 1 枚以内に記載する。
役務実施体制	・役務の分担について記載する。 ・他の企業等に当該役務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて役務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。

	ただし、役務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は別添－１様式－７とする。
--	---

6 参加表明書の提出方法、受付期間及び提出先

本プロポーザルへの参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。

契約担当役は、参加表明書を提出した者の中から技術提案書の提出者を選定し、選定通知書をもって通知する。

選定通知の日は、表－１に示す期日を予定する。

参加表明書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、参加表明書の容量が 10MB を超える場合は、書類一式(電子入札システムとの分割を認めない。)を提出先へ郵送等し、提出書類通知書(様式 6)のみ電子入札システムにより送信すること。

(1) 受付期間 表－１に示す期間。

(2) 提出先 ２に同じ。

7 説明書等の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間及び紙入札方式による場合の提出先は、以下のとおり。

ア 受付期間 表－１に示す期間。

イ 提出先 ２に同じ。

(2) 質問に対する回答は、電子入札システムで提出されたものについては電子入札システムにより、郵送等で提出されたものについては書面又は電子メールで回答するとともに、全ての質問に対する回答書を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 表－１に示す期間。

イ 閲覧場所 ２に同じ。

8 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準

評価項目	評価の着目点				評価のウェイト
				判断基準	
参加表明者(企業)の実績及び能力	資格要件	技術部門登録	建設コンサルタント登録規程に基づく登録状況	トンネル部門の登録がある。 上記に該当しない場合は加点しない。	5
	専門技術力	成果の確実性	平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ①同種役務の実績がある。 ②類似役務の実績がある。 なお、上記に該当しない場合は選定しない。	5

			平成 30 年度から令和 4 年度までに担当した 3 (1) ア(ウ)に記載の業種区分における当機構の発注役務の作業成績	当機構発注の役務実績がある場合は、平均評定点が 70 点以上のものを優位に評価する。 なお、500 万円以上の当機構発注の役務実績がないため、作業成績を評価できない場合には加点しない。	5
	その他		ワーク・ライフ・バランス関連認定の取得状況	下記のいずれかの認定を受けている。 ・女性活躍推進法に基づく認定等※1 ・次世代法に基づく認定※2 ・若者雇用促進法に基づく認定※3 なお、上記に該当しない場合は加点しない。	5
配置予定主任技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①技術士（建設部門（土質及び基礎又はトンネル）又は総合技術監理部門（建設－土質及び基礎又はトンネル））、若しくは土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者の地盤・基礎又はトンネル・地下）の資格を有する。 ②R C C M（土質及び基礎又はトンネル部門）、若しくは土木学会認定土木技術者（1 級土木技術者の地盤・基礎又はトンネル・地下）資格又はこれと同等の能力と経験を有する。 なお、上記に該当しない場合は選定しない。	10
	専	役務執	平成 25 年度から本件の参	下記の順位で評価する。	5

	門 技 術 力	行 技 術 力	加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務の経験の内容	①同種役務の経験がある。 ②類似役務の経験がある。 なお、上記に該当しない場合は選定しない。	
			平成 30 年度から令和 4 年度までに担当した 3 (1) ア (ウ) に記載の業種区分における当機構発注役務の作業成績	当機構発注の役務経験がある場合は、平均評定点が 70 点以上のものを優位に評価する。 なお、500 万円以上の当機構発注の役務経験がないため、作業成績を評価できない場合には加点しない。	5
	専 任 性	専任性	本件の公示日現在における手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む。なお、照査技術者としての手持ち業務は除く。）	本件の公示日現在における手持ち業務の契約金額の合計が 5 億円以上又は件数が 10 件以上の場合は選定しない。なお、現場に常駐して工事を担当している場合も選定しない。ただし、当該手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合は、契約金額の合計が 2.5 億円以上又は件数が 5 件以上の場合は選定しない。	5
役務実施 体制	役務実施体制の妥当性			下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が主たる部分の場合 ・役務の分担構成が不明確又は不自然な場合	—

※ 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 9 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第 12 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業又は同法第 8 条の規定に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出している企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。）をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

9 非選定理由に関する事項

(1) 非選定理由の説明要求提出期限及び紙入札方式による場合の提出先は、以下のとおり。

ア 提出期限 非選定の通知をした日の翌日から起算して7日（休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を含まない。）後の16時（持参する場合は、上記期間の休日を除く10時から16時まで。）。

イ 提出先 2に同じ。

(2) 非選定理由の説明要求に対する回答は、提出期限の翌日から起算して10日以内に電子入札システムにより回答する。

ただし、紙入札方式による場合は、書面又は電子メールにより回答する。

10 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、別添－2（様式－1～5）に示されるとおりとする。

(2) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
役務実施体制	・ 配置予定の主任技術者を記載する。 ・ 記載様式は別添－2様式－2とする。
実施方針・実施フロー・ 工程計画	・ 役務の実施方針、実施フローチャート、工程計画について簡潔に記載する。 ・ 記載様式は別添－2様式－3とし、A4判1枚に記載する。
特定テーマに対する技術 提案	・ 本説明書の1(3)役務内容に示した、特定のテーマに対する取組方法を具体的に記載する。 ・ 記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したCGや詳細図面等を用いることは認めない。 ・ 記載様式は様別添－2様式－4とし、1テーマにつきA4判1枚に記載する。
参考見積（概算）	・ 本役務に係る参考見積を提出すること。 ・ 参考見積は、積算の際の参考及び技術提案書を特定するための評価項目として用いる。 ・ 役務への取組姿勢を踏まえて必要な経費を、参考見積として

	提出すること。 ・参考見積（概算）は、(3)で提示する役務規模と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。 ・なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する。 ・記載様式は特に定めないが、A4判1枚に記載する。
そ の 他	・説明書に対する意見、示方書（仕様書）（案）等に表示される役務内容に対する代替案等があれば記載する。 ・記載様式は別添－2様式－5とし、A4判1枚以内に記載する。

(3) 役務量の目安

本役務の参考役務規模は、約 11,000～13,000 万円程度(税込)を想定している。

(4) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の役務の報告書を閲覧することができる。

ア 資 料 名：大支役 30 第 40 号

北陸新幹線、山岳トンネルにおける計測管理手法他の検討

北陸役 2022 第 21 号

北陸新幹線、白山・敦賀間地質図作成他

イ 閲覧場所：2に同じ。

ウ 閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日までの休日を除く毎日、10時から16時まで。

11 技術提案書等の受付期間及び提出先

(1) 受付期間 表－1に示す期間。

(2) 提出先 2に同じ。

12 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の評価項目、判断基準及び評価のウェイトは以下のとおりである。

評価項目	評価の着目点				評価のウェイト	
	判断基準					
配置予定技術者の	主任技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①技術士（建設部門（土質及び基礎又はトンネル）又は総合技術監理部門（建設－土質及び基礎又はトンネル））、若しくは土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者の地盤・基礎又はトンネル・地下）の資格を有する。	10

経験 及 び 能 力				②R C C M（土質及び基礎又はトンネル部門）、若しくは土木学会認定土木技術者（1級土木技術者の地盤基礎又はトンネル・地下）資格又はこれと同等の能力と経験を有する。 なお、上記に該当しない場合は特定しない。	
			平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務の経験の内容	下記の順位で評価する。 ①同種役務の経験がある。 ②類似役務の経験がある。 なお、上記に該当しない場合は特定しない。	5
	専門技術力	役務執行技術力	平成 30 年度から令和 4 年度までに担当した 3 (1) ア (ウ) に記載の業種区分における当機構発注役務の作業成績	当機構発注の役務経験がある場合は、平均評定点が 70 点以上のものを優位に評価する。 なお、500 万円以上の当機構発注の役務経験がないため、作業成績を評価できない場合には加点しない。	5
			土質及び基礎又はトンネル部門の従事期間	下記の順位で評価する。 ①当該部門従事期間が 13 年以上。 ②当該部門従事期間が 8 年以上。 なお、上記に該当しない場合は特定しない。 ただし、従事経験として重複する期間がある場合は、一方の期間は計上しない。	5
	専任性	専任性	本件の公示日現在における手持ち業務金額及び件数（照査技術者としての手持ち業務は除く。）	本件の公示日現在における手持ち業務の契約金額の合計が 5 億円以上又は件数が 10 件以上の場合は特定しない。なお、現場に常駐して工事を担当している場合も特定しない。ただし、当該手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合は、契約金額の合計が 2.5 億円以上又は件数が 5 件以上の場合は特定	5

					しない。	
	ヒ ア リ ン グ	専門 技術力	専門技術力の確認	経験として挙げた役務の担当分野に、中心的・主体的に参画したことがうかがえる場合に優位に評価する。	10	
		取組 姿勢	役務への取組意欲	提案した特定テーマに対する補足説明が明確で、役務の内容に関する質問もあり、取組意欲が強く感じられる場合に優位に評価する。	20	
		コミュニケー ション力	質問に対する応答性	質問に対する応答が明快、かつ迅速な場合に優位に評価する。	5	
実施 方針・実施 フロー・ 工程計画・その他	役務理解度			目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	5	
	実施手順			役務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5	
				役務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5	
	その他			有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	5	
特定 テーマに対する 技術提案	全体	特定テーマの整合性			特定テーマとの整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	20
	特定 テーマ	的確性			適切な課題設定と対応する改善策が明確に記されている場合に優位に評価する。。	10
					必要なキーワード（着目点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。	10
		実現性			提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	10
					提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	5
					適用する切羽観察簿の分析手法が適切な場合に優位に評価する。	5

参考 見積	役務コストの妥当性	提示した役務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。	数値化 しない
----------	-----------	--	------------

- (2) 特定された者に対しては、特定された旨を電子入札システムにより通知する。
ただし、紙入札方式による場合は、書面又は電子メールにより通知する。

13 ヒアリング

- (1) 以下のとおりヒアリングを行う。
- ア 実施方法：対面又は Web
 - イ 実施場所：当機構北陸新幹線建設局 会議室又は Web 接続方式
 - ウ 実施日時：表－1 に示す期間のいずれかの日。
 - エ ヒアリングの時間は、協議のうえ決定する。
 - オ 出席者：主任技術者
- (2) ヒアリングの時間、留意事項等は別途通知する。
- (3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

14 非特定理由に関する事項

- (1) 非特定理由の説明要求提出期限及び紙入札方式による場合の提出先は、以下のとおり。
- ア 提出期限 非特定の通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）
後の 16 時（持参する場合は、上記期間の休日を除く 10 時から 16 時まで。）。
 - イ 提出先 2 に同じ。
- (2) 非特定理由の説明要求に対する回答は、提出期限の翌日から起算して 10 日以内に電子入札システムにより回答する。
- ただし、紙入札方式による場合は、書面又は電子メールにより回答する。

15 支払条件

- (1) 前金払 無
- (2) 出来形払 無

16 苦情申立てに関する事項

本手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成 7 年 12 月 14 日付け政府調達苦情処理推進会議決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 03-3581-0262（直通））に対して苦情を申立てることができる。

17 関連情報を入手するための照会窓口

2に同じ。

18 手持ち業務量の制限

本役務履行期間中の主任技術者の手持ち業務量（当該年度分）は、契約金額5億円かつ手持ち件数10件（公示日現在の本案件を除く手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合は契約金額2.5億円かつ手持ち件数5件）未満（本役務を除く。）とし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。

その上で、以下の(1)から(3)までの全ての要件を満たす技術者に交代すること。

- (1) 当該主任技術者と同等の役務経験を有する者（当機構発注の役務経験で作業成績評定点がある場合は、65点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。）
- (2) 当該主任技術者と同等の技術者資格を有する者
- (3) 手持ち業務量が本説明書において設定している配置予定の主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

表－１．本手続きに係る期間等

参加表明書様式、技術提案書様式及び別冊資料及び別冊資料交付期間	令和６年３月２１日（木）から令和６年５月２８日（火）まで。
参加表明書の受付期間	令和６年３月２１日（木）から令和６年４月８日（月）までの休日を除く、１０時から１６時まで。
紙入札方式参加承諾願の受付期間	令和６年３月２１日（木）から令和６年４月８日（月）までの休日を除く、１０時から１６時まで。
説明書等の内容についての質問受付期間	令和６年３月２２日（金）から令和６年５月２０日（月）までの休日を除く、１０時から１６時まで。
説明書等の内容の質問への回答閲覧期間	令和６年５月２４日（金）から令和６年５月２８日（火）１６時までの休日を除く、１０時から１６時まで。
選定・非選定通知の日	令和６年４月１８日（木）を予定
技術提案書等の受付期間	令和６年４月１９日（金）から令和６年５月２９日（水）までの休日を除く、１０時から１６時まで。
ヒアリングの実施期間	令和６年５月３１日（金）から令和６年６月５日（水）の休日を除く、いずれかの日。